

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年5月11日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200665号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300007号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年11月1日から平成29年11月1日に訂正し、平成28年11月から平成29年10月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成28年11月1日から平成29年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年11月1日から平成29年11月1日まで

A社には平成29年10月末まで勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、保険給付に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険加入記録及び日本年金機構から提出された請求者の給料支払明細書により、請求者は請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、平成31年2月13日に平成29年9月1日及び平成30年9月1日の定時決定を取り消した上で平成28年11月1日付けで被保険者資格を喪失する処理が行われ、その後の令和2年6月10日に、被保険者資格喪失日を平成29年11月1日に訂正する処理が行われたため、請求期間は、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間とされている。

また、請求者のほかに、事業主を除く3人の被保険者についても、同様の処理が行われている。

さらに、日本年金機構の滞納処分票の事蹟記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所になった平成22年1月から保険料の滞納が始まり、平成29年1月31日及び同年9月12日には、事業主を除く社員の動向についての記載が確認できることから、平成28年11月以降も年金事務所は、事業主以外にも同社の被保険者が存在していたことを認識していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成28年11月1日に被保険者資格を喪失

した旨の処理を行う合理的理由はなく、請求期間についても厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、請求者の資格喪失年月日を平成 29 年 11 月 1 日に訂正し、請求期間は保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月までの標準報酬月額については、オンライン記録から 26 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200664 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300003 号

## 第 1 結論

昭和 60 年\*月から平成 2 年 8 月までの請求期間及び平成 4 年 4 月から平成 10 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年\*月から平成 2 年 8 月まで  
② 平成 4 年 4 月から平成 10 年 4 月まで

請求期間①について、20 歳のとき国民年金の加入手続をして、金融機関で国民年金保険料を納付していたと記憶しているが、年金の記録では未納の期間となっている。請求期間②について、結婚後、金融機関で夫の分とあわせて国民年金保険料を 2 人分納付していたのに、年金の記録では自分だけが未納の期間となっているので記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A 市（現在は、B 市）に居住しており、20 歳に達した時、国民年金の加入手続をし、月々の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者から提出された 2 冊の年金手帳のうち 1 冊の手帳には、厚生年金保険欄に記号番号等の記載はあるものの、国民年金欄に記号番号等の記載はなく、もう 1 冊の年金手帳において、基礎年金番号（\*）の記載が確認できるところ、交付年月日は平成 11 年 10 月 4 日と記載されている上、請求者はこれら 2 冊以外に年金手帳を所持したことはないとしていることから、請求者はこの頃に初めて国民年金に加入したものと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成 11 年 10 月 4 日に、請求者が 20 歳に達した日を資格取得年月日として基礎年金番号の付番の事務処理が行われていることが確認できることから、同日に基礎年金番号の付番の事務処理が行われるまでは、請求期間①及び②は未加入期間であったと考えられる。

さらに、平成 11 年 10 月 4 日時点では、請求期間①の全期間及び請求期間②の一部期間は保険料の徴収権が時効により消滅しており、国民年金保険料を納付することができない上、オンライン記録により、請求者は、平成 10 年 5 月から平成 11 年 3 月までの期間の保険料を平成 12 年 6 月 26 日に遡って納付していることが確認できるところ、その時点では、時効により請求

期間②の保険料を納付することはできない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続について具体的な記憶がなく、社会保険オンラインシステムにより、請求者の生年月日、氏名及び類似の氏名を検索したが、請求者に対する国民年金手帳記号番号が払い出され、また、基礎年金番号が重複して付番された状況はうかがえない上、B市は、請求者について、基礎年金番号以外の国民年金手帳記号番号に係る資料は確認できない旨回答している。

なお、請求者は、請求期間①はC信用金庫、請求期間②はD信用金庫において国民年金保険料を納付した旨陳述しているが、いずれの金融機関も、請求期間当時の記録及び資料は保存期間を経過しているため提供することはできない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。